

## ジョン・ロックとアメリカ革命

服部, 哲郎

<https://doi.org/10.15017/2339046>

---

出版情報 : 史淵. 41, pp.103-116, 1949-10-10. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# ジョン・ロックとアメリカ革命

服部哲郎

アメリカの革命思想の主要部を形成したものが英國系の自然法思想であつたこと、なかなしく革命思想の家徴とも云うべき「獨立宣言」(Declaration of Independence)の直接の淵源がロック(John Locke)の「政治二論」(Two Treatises of Government)であつたことはあまねく認められるところである。しかるに、一九二八年、ホールドウィン女史(A. M. Baldwin)が、その論著「ニュー・イングランドの教會人とアメリカ革命」(The New England Clergy and the American Revolution)をもつてかかる定説に一石を投じ、米國革命思想の淵源として、北米人みずからの歴史的體驗のなかで培養されたプロテスタンティズム(Protestantism)の勢力の等閑視しえないゆえんを説くところがあつたこともまた周知のとおりである。その結果、アメリカの革命思想は一方において英本國を中心として發達した自然法思想の流れと、他方において植民地とくにその北部の歴史的傳統の中で育成されたプロテスタンティズムの流れとの合流に成るものであるとの見解<sup>(1)</sup>が生れたものと解せられる。

この見解は、アメリカ革命を特色づける重要な要素の一つとしてプロテスタンティズムの宗教的勢力をとり入れた点でたしかに傾聴すべきものである。ところが、この見解においては、プロテスタンティズムの宗教的要素はもっぱら植民地固有のものであつて、英本國傳來の自然法思想はその点ではほんらい全く異質的なものであるとの考えをその根柢にもつていような印象を受ける点についてはいささか異論なきをえない。たとえば「人の固有する『基本権』の思想について觀察すれば北米人の傳統的觀念なりし、人は各々全能の神、宇宙の造物主より生得の權利を授けらるゝとの思想は容易に一朝にして單なる理性による自然法上の自然権の觀念により取つて代られ、消滅し去るべくもなく、依然として植民地中に存する信念をなしてゐたのであつて、従つて之等の權利は自然並びに神によつて賦與せられたものとして説明せられ、之を侵害する君主は自然及び啓示より成る神の法を侵犯するものと説かれて來た。……基本権の思想の背後にかくの如き歴史的傳統と宗教的聯想を認めざる者は、米國革命の政治思想の正當なる把握を逸するものと云はざるを得ない」(傍点筆者)といつて、英國自然法上の「自然権」の觀念には北米人のいわゆる「基本権」の觀念に見られるような宗教的性質をもたないものとして考えられているとき、また「之を『自然法』其ものの觀念の含意、乃至は自然法と所謂神法との關聯に就て見るも、革命前の植民地中少くも新英洲の一般の通念によれば、理性と自然は神の聲に外ならずとし、自然の法は聖書に示さるる神の言葉と共に等しく神の法たるものであるとされた、…自然法の意義若くは理性の命令なる觀念には北米に於ては特殊の神聖さ若くは宗教的要素が加味さるるに至つてゐたといひ得るのである」(傍点筆者)といふ、ならにまた「一七五五年の Jonathan

Mayhew の説教集は自然法を説明して、神が人の心に深く植え付け「恰も鐵のペン、金剛石の尖端を以て書き記した如く」刻まれたるものとなし、一七四七年に Chas. Chauncey は Election Sermon の中に "As it originates in the reason of things, 'tis, at the same time, essentially founded in the will of God. For the voice of reason is the voice of God." と云つたのは遠からず革命の起らんとする時代に尙ほ十七世紀以來連續せる新教的信念が少くとも新英洲の植民地人の觀念の根柢を形作りし一大勢力なりしことを窺はしむるものといはざるを得ない」(傍点筆者)と主張されるとき、われわれはかかる見解のなかに、右に指摘したとき根本觀念が宿されていると斷ぜざるをえないのである。

すでに述べたごとく、われわれは北米植民地百五十年の歴史的過程のなかで培養されたプロテスタントイズムの宗教的要素がアメリカ革命思想の形成に重要な役割をはたしたことをけつして否認するものではない。ただその宗教的要素が全く純粹に植民地土着のものであつて、英本國傳來の自然法思想とはなんらの關係なきもののごとくにみなす見解にたいして異存なきをえないわけである。すなわち本稿において問わんとする課題にほかならぬ。

## 二

十七世紀の英國において嚴しく對立して相容れないかに見えた世界觀の二体系があつた。一つは基督教、他は自然哲學である。しかして當時の英國人にとつてこの二つの世界觀はいずれ劣らぬすがたい眞理であ

つた。この眞理の二体系をいかに調和するかは、それゆえに、時代人のもつとも重大なる關心事であつた。英國の自然哲學がやがて自然の神化 (Deification) の思想を導入するにいたつたのも、じつにかかる時代の要求に答えたものにほかならぬ。

さて、ロックの自然法思想における合理主義が、かかる自然哲學の影響下に生れたものであることについては多言を要しないであらう。(ちなみにニュートン Newton の Principia が出版されたのが、一六八六年であり、又後年公にせられたロック「人間悟性論」"Essay concerning Human Understanding" の構想が練られたのは一六七五—七八年の間においてであつたといわれる) 僅か半世紀程の隔りもない清教徒革命(一六四九)と名譽革命(一六八八)であつたのに、ロックが清教徒革命を理論づけたと同じ契約理論をもつて名譽革命を正當化(justify)することに満足できないうゝ、いわゆる「契約理論の改定版」(The new version of the original Compact)を世に問わざるをえなかつたゆえんのもまた、かかる時代的背景の下に理解しようところであらう。しかしこの場合にも彼はけつしてたんに新しい世界觀による舊い契約説の合理化をのみ意圖したのではなく、一方においてまた、舊き神をいかにして新しき時代に生かすかについて配意したのであつた。すなわち彼の合理主義的契約理論には宗教的觀念の周到なるうらづけが用意されていたことが注意されるのである。われわれはここにロックの契約理論の詳細にたちいる余裕をもたない。しかしベッカー (C. Becker) がロックの契約説について、「政府の起源及び性質にかんするロックの丹精をこめた研究の要点はこれである。すなわち理性は神が人類に與えた唯一のたしかな指標であるから、理性こそまさに政府の

唯一の基礎である。<sup>(6)</sup> といったように、彼の契約理論の王座に君臨する理性の概念を中心として彼がいかなる宗教的觀念のうらづけをおこなつてゐるかを検討してみたい。しかしながら、そのまゝに、説明の便宜上、われわれは少くとも彼の自然法思想の重要な前提概念である「自然の狀態」(The State of Nature) なる概念の簡単な説明から始めるのが適當であると信ずる。

ロックの「自然の狀態」はきわめて抽象的な概念である。それはある特定の時代や場所に存在した人類のある狀態たとえば人類文化の初發の狀態や原始的な狀態をさすのではなく、またたんに政治的支配に屬しないひとびとがおかれるような狀態を意味するのではない。むしろそれは人爲的な政治と對照されて考えられるような自然的な狀態であるが、而も政治以外の人爲的なものもろの文化的要素をことごとく除きまつたよ  
うな狀態でもない。それは「一方において自然法と自然權、他方において市民法と市民權」の兩者の關係を説明せんとする目的からつくりあげられた、いわば一つの「法的な狀態」<sup>(7)</sup> ともいふべきものである。換言すればベッカーもいつてゐるように、それは「歴史上實際にあつた前社會的な狀態ではなくて、彼(ロック)が政府の權威を抽出する合理的な根據の前提として論理的につくりだした非社會的な狀態」<sup>(8)</sup> である。

かかる狀態はそれゆゑに「自由の狀態ではあるが、しかしけつして放縱の狀態ではなす」<sup>(9)</sup> すなわち「自然の狀態には之を支配する自然の理法(The law of Nature)があつて、それが各人を拘束してゐる」<sup>(10)</sup> のである。ところで、この自然の理法なるものは「何かに書かれてゐるようなものではなく、人間の心以外のどこにもみいだされえないものである」<sup>(11)</sup> しかもそれは、カイン以來人類の胸奥に深く刻まれて、太陽のごとく炳乎と

して輝いているものである。<sup>(12)</sup> これすなわち人間の理性である。「理性——それを自然の理法である」とロックはいう。かくて理性は彼にとつては、つねに「法則」のごとく「正しき」もの、自律的なもの、賢いもの、否、むしろそれは神よりいするもの——「神が人類に授けたもの」、<sup>(13)</sup> 「神が人体に植えたもの」<sup>(14)</sup> なくてはならなかつた。すなわち「理性」とは「神が人間相互の安全のために彼等の行爲にたいして定めたもうた基準」<sup>(15)</sup> である、というのが彼の理性觀をうらづけていた根本觀念であつた。

いうまでもなく、ロックの「政治二論」はとくに宗教問題を對象とする論著でなく、しかもことさらにこの方面の問題についてふれるところがない。したがつて本書を通じて彼の宗教思想を窺わんとする努力はかならずしも適當でなく、むしろその目的のためならば彼の他の論著たとへば「寛容論」Epistola de Tolerantia などについてみるべきであらう。しかし、それにもかかわらず、われわれの當面の目的であるところの、ロックの政治思想がけつして宗教的要素を缺如するものではないことを立證するに必要なある程度の資料を、この「政治二論」の各處に散在する断片的な彼の言辭のなかに見出すのにこと欠くわけではない。たとへば彼が、われわれは天賦の理性によつて人間には、一旦生をうけた以上、自己保存の權利があり、したがつて飲食物その他自然が人間の生存のために與えてくれるものを取得する權利があるというふうに諒解しようと、或は「啓示」があつて、それによつて神がアダム (Adam) やノア (Noah) とその子孫に世界の賜物を與えたのであるというふうに理解しようと、とにかく、ダビデ王 (King David) が「地は人の子に與へたまへり」(詩篇百十五章十六節)とらつてゐるように神がそれを人類の共有物として與えたもうたことだけは

明瞭である」といひ、又「……神に訴える者は自分の側に正義があること、かつまた訴訟の煩勞と費用をかけるだけの價值のある權利をもつてゐることを確信してゐるにちがいない、けだし彼はやがて時いたらばけつしてひとから欺かれることのない法廷で答辯することが出来、しかも、かならずやなんびともその同胞——即ち人類のどの部分にたいしてでも犯した罪惡に應じて最後の審判(retributio)を受けなければならぬからである」(註)もつともこの場合「神に訴える」という言葉はロック獨得の自然法學的意義をもつものであることが注意されなくてはならない」といふ時、われわれは彼の自然法思想における合理主義がけつして、たんなる一片の理性の上のみ立脚するものでないことを認めざるをえないのである。なお、この点については、ロックが理性の保持者たる「人間」を「至高なる神の命令により、またその使命をおびて此の世に送られた従僕」と見、また「神の財産にして、われわれの欲するところによらず、神の御心のままに生存せしめられる被造物」と見てゐるその人間觀なども、彼の宗教的見解の一端をわれわれに暗示してくれるものであらう。

### 三

さてロックの自然法思想における合理主義が、かかる宗教的うらづけをその背後にもつていたとき、彼の政治思想がやがて新大陸に流入し、いくたの革命的思想家達によつて受容されていつた場合、その合理主義的政治思想は當然そのような宗教的要素をすでにそのなかに含むものでなくてはならなかつた。たとえは植



民地においてもつとも早く英國自然法思想における合理主義をとりいれて進歩的なる政治理論を展開した思想家の一人たるジョン・ワイズ (John Wise) (1692-1725) がその論著「新英洲諸教會の政治に關する辯護」(A Vindication of the Government of New England Churches (1717)) に於て「私は自然の狀態における人間というものは天帝の支配下にある自由臣民であつて、神以外のなものにも服従の義務を負わぬものと考えゑる。たしかに總じて市民政府なるものは究局は驚嘆すべき神の御手になるもの、人類に對する比類なき恩惠の結果に相違ないのであるが、しかもそれは、あくまでも人間の自由な契約の結果生れ出たものと認められなくてはならぬ……。すなわちそれは人間の理性の所産であり、人間の合理的な結合の結果であつて、何か無限なる教智の直接の命令によつて出來たものではない」といふ時に、あるいは、また「人間は地上でもつとも神の寵愛を受けてゐる動物である。彼の胸臆に宿る理性、すなわち神に形どつてつくられたものを、神とその性質を同じうするものである。したがつて人間の理性よりいするものは、もし歪められることさえなければ、そのまま、自然の理法であるといつてもよい。あたかも聖書に『律法をもたぬ異邦人、もし本性のまま律法に載せたるところを行ふ時は、律法をもたずとも自ら己が律法たるなり』(ロマ書第二章十四節)とあるがごとく、われわれは理性によつておのずから何をいかにすべきかを知ることが出来るのである」といふ時、おそらくなんびとも、この合理主義的理性觀のなかに、文字通りロックのそれを髣髴せしめるものを認めざるをえないであらう。

しかるに論者あるいは説をなして「乍然ワイズに於てすら、嚴格なる意味に於ける神と自然の觀念の分離

は尙ほまだ存しなかつた」といひ、かつ、暗にその合理主義思想のなかにいまだ消えやらぬ一片の宗教的要素こそ、植民地傳統のプロテスタンティズムの名残にほかならぬもののごとく主張するのである。われわれはけつしてワイズのなかに傳統的宗教思想の殘存していたことを否定しようとするものではない。しかし論者の見解に窺われるがごとく、ワイズが合理主義思想の洗禮を受けることによつて「政治の神學的解釋を去り、特に理性を強調する政治理論を唱導」し、かくて「傳統的ピューリタン思想に一大飛躍を加え」るに至つたにも拘らず、しかもなお嚴密な意味におゝて「神と自然の分離」が彼において行われなかつたゆえんのもののは、彼において合理主義が結局傳統精神を完全に克服するにいたらなかつたというようなことではなくして、むしろ傳統主義の問題とは係わりなく、そもそも彼が受け容れた合理主義思想そのもののなかに「神と自然との分離」が存在しなかつたことに基づくものと認めざるをえない。

また、初期革命時代に現われ、教會人にして同時に政治思想家並に運動家として著名であつたジョン・メイヒュー (Jonathan mayhew) (1720-1766) はそのもつとも有名なる説教「上級權力に對する絶對服従並に無抵抗に關する講説」Discourse Concerning Unfeigned Submission and Non-Resistance to Higher Powers (1750) におゝて「若しわれわれが冷靜に事物の本質に思いをいたすならば、かりにも大多数のひとびとがただ一人の人間(多くの人達に比べて生來、べつに優れた權威をもつてゐるわけでもない)の獨斷的な恣意に服従しなくてはならなくて、そのため、その人間の氣まぐれな要求次第では、彼等の財産や生活上の貴重品はおろか、生命までも彼の意のままに處分されなくてはならぬなどに見なす考えほどわれ

われの常識に正面から衝突すると思われるものはない。一体神が、かように一人の人間の不法な恣意に萬人が服従するようにつくりたもうたものであつて、したがつて彼に反抗することはいかなる場合にも罪惡になるなどということが公正に見て受けとられるであらうか……こんなことを是認するような言葉は聖書のどこにもない……。こういう考え方は神の啓示からも人の理性からも出てこな<sup>(註)</sup>らぬ。とつて、理性の合理的な判断——それは同時に神の啓示に一致すべきものであるが——に基づいて壓制の不法なること及び反抗がかならずしも、すべての場合に罪であるのではないことを主張しているのであるが、われわれはここにもまた、ロック的な宗教的うらづけをもつ合理主義的理性觀の今一つの示例を見るのである。

その他われわれは革命時代の錚々たる思想的、政治的指導者達の言論のなかにも、同様ないくたの例證を認めうるであらう。たとえば、サミュエル・アダムス Samuel Adams (1722-1803) が、その中で植民地人の權利を主張してゐるところの論著 *The Rights of The Colonists* (1772) にあつて「もしも人々が、恐怖や詐欺や過失によつて大切な自然權をきつぱりと斷念したり、拋棄することがあつても、恒久的なる理性の法と社會の大目的は絶對にそのような放棄を認めないであろう。けだし自由への權利は全能の神の賜物であるから、この賜物をおろそかにして勝手に奴隸の境涯に陥る權限は人間にはないからである」とい<sup>(註)</sup>ひ、また英本國の議會が植民地人の財産にたいして勝手な權力をふるうことは、植民地人の自然權を基礎づけている根本原則にも理性にも反する、とつてゐるとき、またジェイムズ・オティス (James Otis) (1725-1783) が、ロックを引用しつつその精緻なる自然法理論を展開してゐるところの、「英領植民地の權利の主張とそ

〔立註〕 The Rights of the British Colonies Asserted and Proved (1764) の中で、「政府は直接的には人間性の必然にその基礎をおくものであるけれども、究局的には自然の造り主たる神の意志の上に建てられてゐるものである」といふ、また「自然の理法と萬人に自由たるの自然権を興えたところの全能の神の賜物にもまして偉大なる掟はない」といふ、一方自然の法、すなわち理性に基づく自然権によつて、植民地にたいする本國の不法なる課税行爲を痛烈に論難したとき、われわれはこれらの言論のなかに、理性乃至は自然の理法にたいするきわめてロック流なる觀念を認めるのである。

ここに注意されることは、これらの思想家達が何れも生粹の北部植民地出身であり、しかもそのもつとも代表的な革命主義者達であつたといふことである。若し北部植民地の所謂傳統的プロテスタンティズムの主流が彼等によつて代表され、彼等を通じて革命への繋りをもちえたと見られるかぎり、ロックの思想がこれらの人々において、とくにその宗教的見解の点においても大した修正を受けることなく受容され、吸収され、利用されてゐることはむしろ意外に感ぜられるほどである。私見をもつてすれば宗教思想の面においても、却つて傳統的なものの方がロック流に改變せしめられていつたと見るべきではなからうか。ともあれ、われわれの指摘したいことはアメリカ革命を特質づけた宗教的要素はけつしてたんに植民地本來のものだけではなく、英本國からもまたその合理主義的思想とともに流入したものであるといふことである。

(註)

(一) 高木八尺著 米國政治史序説、二三六―二八六頁

- (2) 圖書 二七一頁
- (3) 圖書 二七五頁
- (4) 圖書 二五五—二七六頁
- (5) Carl Becker: The Declaration of Independence; A Study in the History of Political Ideas. pp. 35-52.
- (6) *ibid.*, 71.
- (7) H. V. S. Ogden : The State of Nature and the Decline of Lockian Political Theory in England, 1780-1800. The American Historical Review, Vol. XLVI p. 22.
- (8) Carl Becker : *ibid.* ; p. 68.
- (9) John Locke : Two Treatises of Civil Government, Bk. II. Sect. 6. Everyman's Library Vol. 751 p. 119.
- (10) *Ibid.*, Sect. 136. p. 186.
- (11) *Ibid.*, Sect. 11. p. 122.
- (12) *Ibid.*, Sect. 6. p. 119.
- (13) *Ibid.*, Sects. 25. 57. p. 131. p. 143.
- (14) *ibid.*, Sect. 10. p. 121.
- (15) *ibid.*, Sects. 57. 58. 60. 61. 63 pp. 143-146.
- (16) *ibid.*, Sect. 25. p. 129.
- (17) *ibid.*, Sect. 11, p. 122.
- (18) *ibid.*, Sect. 58. p. 143.
- (19) *ibid.*, Sect. 8. pp. 120-121.

- (20) *ibid.*, Sect. 24, p. 129.
- (21) *ibid.*, Sect. 176, p. 208.
- (22) この意義については *ibid.*, Cap. III Of the state of war, 就中 Sect. 20 参照。
- (23) *ibid.* : Sect. 6, p. 119.
- (24) *ibid.* : Sect. 6, p. 120.
- (25) ロックの思想がアメリカへ流入するに至つた経路に就ては多くのものが考えられる。ロック哲学が一世を風靡していた當時の英本國に於て教育を受けた知識人にして後に新大陸へ渡來したものは固より、新大陸からの少からぬ留學生達は恐らくロックと大陸を結びつけた最初の媒介者となつたであろう。又本國まで留學しなくとも Princeton, Harvard, Yale 等の諸大學にはつとにロックの諸著が備えられていて學生達に何時でも原典について彼を學ぶ機會を提供したであろう。すなわち Yale には早くも一七五五年にはロックの *Essay concerning Human Understanding* が備わつて居り一七六〇年の Princeton の圖書目錄にはロックの諸著の名が見られ、一七六三年には彼の全集が少くとも Harvard にはあつた。従つて革命の當時には Dartmouth, New Hampshire, Virginia, Providence, Newport, New York, Philadelphia, Charleston 等著名な圖書館は殆んどロックの諸著を備えていた。勿論これらの圖書館には同時にロック以外の多くの英本國の進歩的な思想家の著書も入つていて、是がロックの政治哲學の普及を、側面的に少からず助成したことであろう。又ロックを含めて英本國の進歩的思想を植民地に移植普及せしめる上に最も重要な役割を果したものに教會があつたことは忘れてはならぬ。Jonathan Mayhew, Josiah Quincy を始め所謂 *Revolutionary preachers* と稱せられる Howard, West, Stillman, Haven, Whitaker 等優れた一群の教會人の名はこの意味に記憶せらるべきである。(C. Becker, 前掲書 pp. 74-75 及び H. D. Foster; *International Calvinism through Locke and the Revolution of 1688*, *Am. Hist. Rev.*, Vol. p. 475 参照)

- (28) The Democratic Spirit; A Collection of American Writings from the Earliest Times to the Present Day, 1945, edited by B. Smith. p. 21 cit. fr. John Wise; A Vindication of the Government of New England Churches. 1717.
- (29) *ibid.* pp. 21-22.
- (30) 高木八尺著、前掲書 二七〇—二七二頁参照
- (31) B. Smith; *ibid.*, pp. 32-34 cit. fr. Jonathan Mayhew; A Discourse Concerning Unlimited Submission and Non-Resistance to Higher Powers. 1750.
- (32) *ibid.*, p. 72. cit. fr. Samuel Adams : The Rights of the Colonists. 1771.
- (33) *ibid.*, p. 73.
- (34) *ibid.*, p. 56. cit. fr. James Otis : The Rights of the British Colonies Asserted and Proved 1764.
- (35) *ibid.*, p. 57.
- (36) *ibid.*, pp. 59-62.